

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日は、翌日)
(當日が休日は、翌日)

目 次

◇告 示 公平委員会の事務の委託

健康保険法による医療機関の指定

健康保険法による保険医の登録

保安林の解除予定

保安林の指定解除

土地の用途廃止

臨時教育委員会の招集

◇教委告示

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき鳥取市外五カ町村伝染病隔離病舍組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十一年一月一日から施行する。

鳥取県告示第六百六十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市外五カ町村伝染病隔離病舍組合と鳥取県との間の公平

委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

名 称 所 在 地 診療科名 開設者氏名 指定年月日 採用点数表
 岸 歯科医院 鳥取市東品治一八 歯科 岸 正典 昭和四十年十二月十二日 歯科点数表

鳥取県告示第六百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
 山本 文雄 鳥取市古市一番地 病院寮内 鳥医一、一七五 昭和四十年十二月四日

鳥取県告示第六百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたがり、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

所に備え置いて縦覧に供する。)

八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解

除

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字大寺屋北方二、八二九一一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十年十二月二十日から用途廃止した。

場	所	地目面積	用途
米子市立町四丁目七七番二地先	水路敷	一〇・〇四坪	水路敷
米子市立町四丁目六九番二地先	道路敷	九・九〇坪	道路敷
米子市糀町一五一番地先から二〇〇番一地先まで、一五一番地先から一五五番一地先まで、一八〇番地先から一九三番一地先まで	道路敷	九二・四七坪	道路敷
米子市糀町一六〇番地先から一五六番地先まで、二〇〇番一地先から一九八番二地先まで	水路敷	四二・九〇坪	水路敷
米子市加茂町二丁目二番二地先及び東町九七番一地先	道路敷	九・八〇坪	道路敷
米子市博労町四丁目一〇三番地先	道路敷	一二・四三坪	道路敷
米子市錦町一丁目一一二番二地先及び一三九番地先から一四八番地先まで	"	四一・九五坪	"
米子市錦町一丁目一〇三番地先から一一二番地先まで	"	二三・二八坪	水路敷
境港市竹内町字宮西一、八七六番一地先及び一、八七七番地先	道路敷	八・三三坪	道路敷
西伯郡西伯町大字落合字藤井四二四番一地	河川敷	三一・五二坪	河川敷
西伯郡西伯町大字鴨部字下河原一、六一七番四地先	道路敷	一〇・四三坪	道路敷

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 萩 原 治 郎

昭和四十年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二

朗

- | |
|---------------------------|
| 1 日時 昭和四十年十二月二十七日 午後二時三十分 |
| 2 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室 |
| 3 議題 1 昭和四十一年度予算要求について |
| 2 その他 |